

めざせ合格ポイント解説 一般常識

第8回



条文をベースに、重要ポイントを解説する科目解説講座です。基本テキストを通読しただけでは理解しにくい箇所や頻出箇所について、図解や比較表も使いながら深く掘り下げていきます。

社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)

🎧 「ポイント解説」 01

【社会保険に関する一般常識】

1 保険料滞納と被保険者証の返納等 (国民健康保険法9条3項~12項)

学習のポイント

国民健康保険の保険料を納期限から1年以上滞納している場合には、被保険者証の返還を求められます。被保険者証を返還した場合には被保険者資格証明書が交付され、その交付を受けている場合に療養を受けたときは、特別療養費が支給されます。

(1) 被保険者証の返還

条文

- 3) 市町村は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる世帯主を除く）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間（1年間）が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるとする。
- 4) 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるとき^{*1}は、この限りでない。
- 5) 前2項の規定により被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。

Advance

□*1 「政令で定める特別の事情」とは、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とされています。

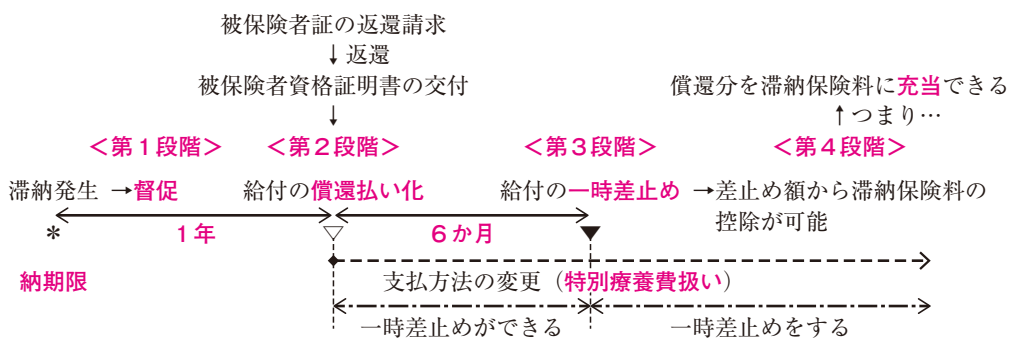
- a) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- b) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- c) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。etc.

(2) 被保険者資格証明書

条文

6) 前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書を交付する。

【保険料滞納者に対する支給制限の流れ】



(3) 保険料の滞納による場合の保険給付（法63条の2、則32条の2）

条文

1) 市町村及び組合は、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間（1年6月）が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2) 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間（1年6月）が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。